平成２８年（フ）第４７号
山梨県富士吉田市下吉田５丁目４番10号
債務者　相川　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長野県上田市五加840番地１
債務者　竹内　　明
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４７号
長野県東御市八重原3306番地25
債務者　山浦　壽樹
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１８２号
岐阜市北島４丁目６番11―206号（コートハウス２ＣＶ）
債務者　井村　隆弘
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０３号
岐阜市洞1004番地22
債務者　後藤　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０４号
岐阜市敷島町６丁目28番地１　（エルパソ302号室）、前住所岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3319番地１
債務者　後藤　妙子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３１号
岐阜県羽島市足近町市場17番地２（グランデカーザ）、前住所岐阜県羽島市小熊町天王１丁目70番地２
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５２号
岐阜県可児郡御嵩町中1739番地１　コーポイワタＢ　102号、前住所岐阜県可児郡御嵩町中2661番地16
債務者　岩城　圭作
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５３号
岐阜県可児郡御嵩町中1739番地１　コーポイワタＢ　102号、前住所岐阜県可児郡御嵩町中2661番地16
債務者　岩城みどり
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第９３２号
愛知県あま市木田字加瀬48番地２　フィールドパークＢ202号、住民票上の住所愛知県愛西市町方町新西馬38番地３
債務者　安立三津子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１３号
愛知県東海市名和町石塚43番地の４　ラ・ファミール石塚（104）
債務者　山下　一成
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０号
三重県伊賀市小田町1420番地　ブリランテⅠ205号室
債務者　中西　由衣
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５２号
三重県名張市夏見1944番地　中川原市営住宅Ａ棟404号
債務者　藤井　房枝
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市中野西４丁目32番地１　マインド倉橋Ａ―103号
債務者　山下　智久
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
兵庫県神崎郡市川町西田中522番地の12
債務者　伊藤さおり
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４８号
兵庫県加古川市別府町東町27　サングリーン別府206号、住民票上の住所兵庫県高砂市中筋５丁目１番１号
債務者　寺戸　竜一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部